

## 平成31年度社会福祉法人指導監査基本方針

### 1 平成30年度指導監査結果の概要

平成30年度は、18法人のうち、7法人に対して指導監査を行いました。

結果として、指摘事項が全くなかった法人はなく、文書指摘を行ったところが6法人ありました。多かった指摘は、理事長等の職務の執行状況が理事会において報告されていない、評議委員会の開催の日時、議題が理事会の議決を得ていないなどの理事会の運営にかかる不適切なケースが5件ありました。また、定款や報酬等の支給基準の公表がなされていないケースが2件ありました。

会計処理に関する文書指摘は会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていないなど、経理規定に基づく運用ができていない不適切なケースが4件ありました。

### 2 指導監査の基本方針

上記の指導監査結果を勘案し、市が所管する法人の運営および会計管理について、次の重点事項および別表の指導監査事項（主眼事項および着眼点）に基づき、県および市の関係課と密接に連携しながら効果的な指導監査の実施に努めます。

また、すべての法人に対して、「自立・自律と自己責任」の法人運営を促すとともに、法令遵守の点から大きな問題が認められない法人等に対しては、国要綱等に基づき指導監査（実地監査）の実施回数を減じることとします。

なお、指導監査の際に指摘した事項等について、改善が見られない法人に対しては、再指導を行うこととし、また、不祥事等が発生した場合にあっては、随時必要な措置を行うものとします。

### 3 指導監査の重点事項

#### (1) 評議員会・理事会の活性化と機能強化

各理事が実際に法人運営の職責を果たし、特定の理事のみによる運営がないか、役員等が名誉職的なものとなっていないか、理事会において事業計画や予算その他要議決事項について十分な審議が行われているか、中長期的な経営ビジョンが議論されているかなどの視点から監査を行い、理事

会の活性化と機能強化が図られるよう指導します。

また、平成29年4月より、評議員会が諮問機関から全法人必置の議決機関となったため、選任等の手続が適正に行われているか確認するとともに、評議員会が理事会を牽制し、議決機関としての役割を十分に果たすよう指導します。

#### (2) 内部牽制体制の強化

監事が理事会に出席することが義務付けられ、今まで以上に監事としての役割が重要になってきます。引き続き、的確に法人の運営状況を把握するとともに、恠性に流れることなく公正中立の立場で厳正な監査を実施し、監事機能が十分發揮されるよう重点的に指導します。

また、法人外への資金流出が発生し得ない取り組み等、法人としての実効的な管理体制の構築について指導します。

併せて、不祥事の発生を防止するため、役員や施設長等幹部職員が社会福祉事業の有する公共性について認識を深めるとともに、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保が図られるよう指導します。

#### (3) 経営の健全性・透明性の確保

法人役員が経営責任を自覚し、中長期的に安定経営を図っていくためにも、財務状況について分析を行い、経営状態や問題点を把握し、改善に努めるよう指導します。

また、事業運営の透明性を図るため、現況報告書、添付書類（貸借対照表、収支計算書）定款および役員等報酬支給基準等、公表が義務付けられているものについて、インターネットで公表するよう指導します。なお、ホームページがない法人については、整備するよう指導します。

#### (4) 適正な会計管理

会計責任者と出納職員が任命され内部牽制に配慮した体制が整備されるよう、また、社会福祉法人会計基準および法人の経理規程等に基づいた適正な会計処理が行われるよう指導します。特に、現金、預金通帳、銀行印等の保管・管理が適切に行われ、現金および預貯金について、それぞれの残高と帳簿残高との照合を複数の職員で定期的に行うなど、内部牽制機能の確立を指導します。また、外部の会計の専門家によるチェック体制が整備されるよう指導します。

#### (5) 適正な事業執行

施設整備、高額な物品の購入や工事等について、競争入札や複数業者からの見積り徴取等により適正に行われるよう、また、公私混同等による不適切な会計処理が行われないよう指導します。また、法人・施設の運営にかかる経費が税金や保険料であることに鑑み、市民の理解が得られないような用途への利用に対して指導を行います。

#### 4 対象法人

市が所管する社会福祉法人18法人

#### 5 実施方法

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行います。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施します。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人および指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき実施します。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施します。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行います。

#### 6 一般監査の実施の周期

- (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施周期については3箇年に1回とします。
  - ア 法人の運営について、法令および通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
  - イ 法人が経営する施設および法人の行う事業について、施設基準、運営費ならびに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
- (2) 会計監査人による監査等の支援を受け、財務の状況の透明性および適正性ならびに当該法人の経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると判断するなど、社会福祉法人指導監査要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）「3 一般監査の実施の周期」に該当する場合は、5年を限度として周期の延長をすることができることとします。
- (3) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度または次年度において、当該法人の設立後速やかに実施します。
- (4) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応します。

## **7 実施体制**

指導監査は、基本的には福祉政策課の職員2名程度により実施しますが、必要に応じて、障がい福祉課、幼児課、子ども支援課、介護保険課の職員および県関係課の職員の参画および立ち合いを求めます。

## **8 実施後の指導**

指導監査の実施結果は、速やかに法人に通知するとともに改善を求めます。また、改善状況の確認を適宜行い漏れのない改善指導を行います。